

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）に基づき、人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則二一―〇―一二

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第二条 (略)	(定義) 第二条 (略)

2

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 本省庁 国の機関に置かれる部局等のうち、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十四条から第五十七条まで（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十六条及び第十七条第一項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十四条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条

2

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 本省庁 国の機関に置かれる部局等のうち、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十四条から第五十七条まで（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十六条及び第十七条第一項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十四条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条

から第九条までに規定する部局等（国際平和協力本部、警察庁、証券取引等監視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農林水産技術会議、国土地理院及び海難審判所を除く。）並びに人事院事務総局、公正取引委員会事務局、警察庁、国税不服審判所、中央労働委員会事務局、国土地理院及び海難審判所に置かれるこれらに類する部局等以外のものをいう。

三〽五（略）

から第九条までに規定する部局等（国際平和協力本部、日本学術会議、警察庁、証券取引等監視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農林水産技術会議、国土地理院及び海難審判所を除く。）並びに人事院事務総局、公正取引委員会事務局、警察庁、国税不服審判所、中央労働委員会事務局、国土地理院及び海難審判所に置かれるこれらに類する部局等以外のものをいう。

三〽五（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の日から令和十年九月二十九日までの間におけるこの規則による改正後の規則二一
―○第二条第二項第二号から第五号まで及び第十条の規定の適用については、同項第二号に規定する国の
機関に置かれる部局等には、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第二十八条の規定による廃止
前の日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第一条第一項に規定する日本学術会議を含むもの
とする。